

日本最南端の大自然と文化の町

広報 たけとみちよう



2009(平成21年)

11月号

No. 341

日本最南端の大自然と文化の町から世界へ情報発信中!!

URL <http://www.town.taketomi.okinawa.jp>

E-mail info@town.taketomi.okinawa.jp

去った10月29日に、沖縄本島の沖縄コンベンションセンターで開催された第52回沖縄県社会福祉大会で通事建次さんが大会長表彰と九州社会福祉協議会連合会長表彰を受賞し、30日に川満町長へ報告した

人口動態 (10月末現在)

総人口	4,059 (-18)
男	2,107 (-10)
女	1,952 (-8)
世帯数	2,171 (-21)



11月4日、国税電子申告・納税システムの普及と利用促進に貢献したとして石垣税務署の久保和彦署長より竹富町(川満町長)へ感謝状が贈られました



去った10月29日に、沖縄県庁にて平成21年度沖縄県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰が行われ、竹富町の上原グランドゴルフ愛好会がスポーツ優良団体として県教育長より表彰されました。

上原グランドゴルフ愛好会は昭和63年に設立され、町内のグランドゴルフの普及。発展に貢献し、町内スポーツイベントに積極的に参加。町民の生涯スポーツ振興に貢献したことが評価され受賞となった。

11月4日に、川満町長と慶田盛教育長へ報告した。

竹富町の観光と

「竹富町観光立町宣言」

① 立町宣言と観光の現状

はじめに

竹富町商工観光課では現在、本町の観光に関する課題の抽出や合意形成の内容をまとめ、内外にわかりやすく周知することを目的とした「竹富町観光立町宣言」を行うための作業を進めています。

これから数回に分けて、宣言の意義や町の観光の現状などをお話しし、町民の皆様と共に竹富町の観光を考え、一人一人が意識し、連携して実践して行くよう、これから数回に分けて宣言の意義や町の観光の現状などをお伝えして行きたいと思えます。

●竹富町は観光の町

竹富町をはじめとした八重山諸島の観光の魅力は、沖縄の本土復帰の前から注目されてきました。復帰後、移動にパスポートが要らなくなったのを境に、カニ族と呼ばれた大きなリュックを背負った若者たちがたくさん現われるようになり、町内でも民宿や輸送などのサービス業が立ち上がったのが、本町における観光業の始まりです。

以来、豊かな自然や伝統文化、住民とのふれ合いを求めて多くの観光客が訪れるようになりました。近年の長引く景気低迷で個人消費も停滞し、テロや新型インフルエンザの発生といった新たな脅威や不安材料も加わり、観光を取り巻く状況は厳しくなっ

ていますが、にもかかわらず落ち込むことなく入域観光客数の右肩上がりが続いている本町の観光は、多くの地域住民と観光関連業者の、これまでの努力の上に実現しているものです。

●なぜ「宣言」なのか

このような竹富町の観光は、その基本構想の中で、町独自の自然環境、島らしさ・地域らしさを活かすための産業の形態と位置づけられており、また総合産業として他産業への波及効果もあります。しかし様々な問題を内包しているのも現状です。竹富町の観光には、現状を含めた問題意識等を共有するための機会や場となるものが少なく、観光産業と他の産業との連携が不十分な状態となっており、実態としての「観光の町のイメージ」が、不揃いな状態が続いています。

そのため町は、観光資源・定住環境・来訪者満足度の調和を図る「観光まちづくり」という認識に基づき、本町観光に関する課題抽出や合意形成の内容を推進計画としてまとめ、これを内外にわかりやすく周知するために、「竹富町観光立町宣言」を行うこととしました。

宣言とは、「ひろくのベ言うこと。個人や団体・国家などが自己の主張や考えを外部に表明すること。また、その文章(広辞苑より)」です。そして町の観光立町宣言は、町の外に向かつて、「竹富町は観光の町です」と約束を持って表明し、中に向かつて、「総合的なまちづくりとしての観光振興に誇りを持って取り組みましょう」と呼びかけることを目的にしています。

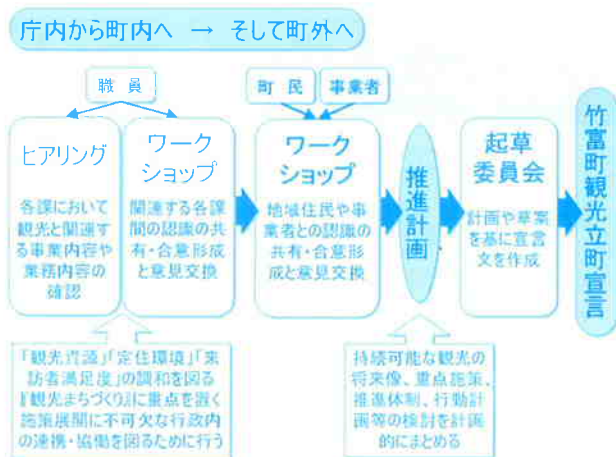
●宣言に至るまでの流れ

宣言に住民や事業者の意見を反映させ、わかりやすいものとするため、左の図のような流れで事業を進める計画です。

これまで本町の観光に関する施策は商工観光課が行っていましたが、総合的な観光まちづくりを進めるためには全庁体制を構築することが重要です。

そこで、まず手がけたのは、計4回の聞き取りや意見交換会(ワークショップ)を通して、関連各課が行っている業務や事業に「観光」という視点を持ってもらい、それを反映させるという方向付けからでした。

また、大手観光事業者に対しても意見交換会を実施し、宣言の意義と事業者による観光に関する課題を検討する場の重要性を認識して頂きました。



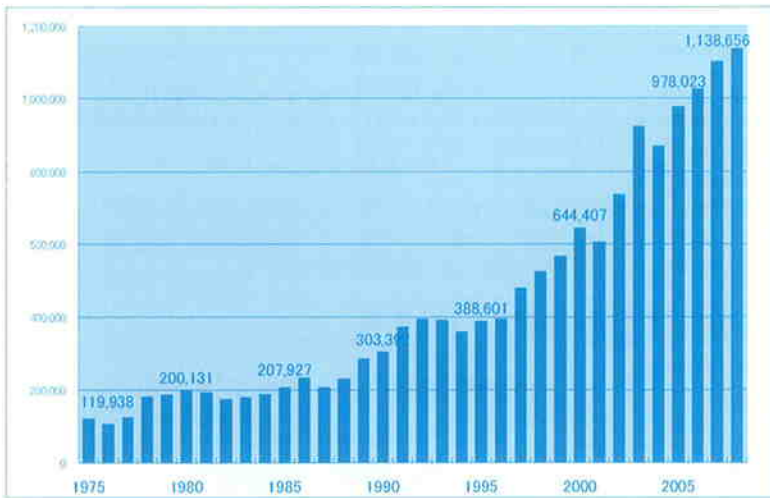
宣言までの流れ

●年間延べ百十三万人が訪れる町

ここで観光の指標となる入域者数を見てみます。左の図は統計のある昭和五十年から昨年までの竹富町の入域観光客数の推移を示したのですが、復帰以降、右肩上がりでの推移しており、近年は急増傾向にあります。

平成十八年には百万人を超え、昨年は百十三万人余と過去最多でした。

全国の宿泊観光客数が漸減・横ばい状況の中で、沖縄県の入域観光客数は順調に増加していますが、このうち、竹富町を含む八重山圏域への訪問数は、全体の約十六%とされています。

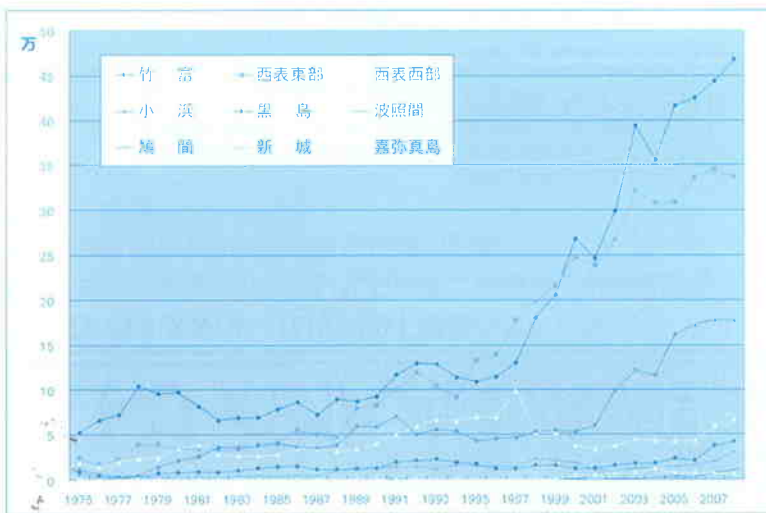


竹富町の観光入域客数の推移

増加要因を見ると、相次ぐ高速船の就航（平成七年以降）による送客能力の増加、ちゅらさんブーム（平成十三年以降）を商品とした周遊型パッケージの増加等があり、また減少した年の要因としてテロ（平成十三年）や、大型台風の相次ぐ襲来（平成十六年）等があげられます。

これを、さらに左のように島別で分けると、周遊型の観光に組み込まれている竹富島、西表島東部、小浜島の入域観光客数が多く、一方で西表島西部は平成九年をピークとして横ばい傾向にあります。また、波照間島や黒島と同様、近年は増加傾向にあります。

（次号へ続く）



島別に見た観光入域客数

「考える会」開催のお知らせ

次の日程で各島での開催を予定しています。竹富町の観光や島の未来について、みんなで考える機会にしたいと思います。

多くの方のご参加をお待ちしております。

●鳩間島（コミュニティーセンター）

平成二十一年十一月四日（終了）

●波照間島（健康センター）

平成二十一年十一月五日・六日（終了）

●竹富島（まちなみ館）

平成二十一年十一月二十四日・二十五日

●西表島東部（離島振興総合センター）

平成二十一年十二月十一日・十二日

●西表島西部（上原多目的集会施設）

平成二十一年十二月十二日・十三日

●黒島（場所未定）

平成二十二年一月十四日・十五日

●小浜島（場所未定）

平成二十二年一月二十一日・二十二日

【お問い合わせ先】商工観光課（担当 通事）

石垣市美崎町十一番地一

電話0980-82-6191

shoukan@town.taketomi.okinawa.jp



考える会の様子

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲
(改正前に追加) (改正後に追加)

農作業 農業者 + 農作業 農業生産
常時 従業者 生業法人 常時従業者 法人以外の
従業者 以外の個人 法人

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないしていると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における行政代執行の適用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

電話：82-6191 F A X：82-3748

平成21年度竹富町食生活改善推進員(ヘルスマイト) 黒島地区養成講座開催します！

竹富町健康づくり課では食生活改善推進員養成講座を黒島にて開催します。現在、竹富島、西表東部、波照間、小浜、西表西部（養成された順序で記載）に総勢58名の会員が活動しています。今年度は竹富町でまだ養成されていない黒島にて養成講座を実施します。昨年同様、養成時間も従来の40時間から20時間に半減し、累計6日間の養成期間となっています。黒島地区の皆様ふるってご応募下さい。

☆募集要項☆

- 1 参加条件：栄養・食生活に興味のある方で自ら健康づくりを推進したい方
教室終了後に食生活改善推進員として地域の食生活改善を推進する意欲のある方
満18歳～65歳までの町民女性で全日程を受講できる方
- 2 受講期間：平成21年12月 11日（金）～平成22年1月29日（金）毎週 金曜開講
- 3 受講場所：農村婦人の家
- 4 受講料：無料（但しテキスト代については自己負担）
- 5 受講定員：10名
- 6 応募期間：平成21年11月16日（月）～12月4日（金）
- 7 申し込み先：竹富町役場健康づくり課 TEL82-6191内線（154）



ヘルスマイトって何？

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。現在全国に養成された会員は22万人、市町村協議会組織を持ち、さらにその上には八重山支部、沖縄県そして全国の傘下に入っています。



竹富町文化財保護審議会委員 委嘱状の交付式

- | | | |
|-------------|--------|---------------------------|
| 1 委嘱状の交付 | 慶田盛 安三 | |
| 2 教育長あいさつ | 慶田盛 安三 | |
| 3 各審議委員あいさつ | 生盛 大和 | 委嘱期間 H21. 9. 1~H23. 8. 31 |
| | 新本 光孝 | 委嘱期間 H21. 9. 1~H23. 8. 31 |
| | 又吉 智永 | 委嘱期間 H21. 9. 1~H23. 8. 31 |
| | 横目 英三 | 委嘱期間 H21. 9. 1~H23. 8. 31 |
| | 塩川 用勝 | 委嘱期間 H21. 9. 1~H23. 8. 31 |
| | 屋良部 功 | 委嘱期間 H21. 9. 1~H23. 8. 31 |

第1回 竹富町文化財保護審議 日程

- 1 開会 平成21年10月19日(月) 午前11時00分~
- 2 仮議長選出(年長者) 横目 英三
- 3 日程の決定 1日とする
- 4 議事
 - (1) 審議会会長の選出について 塩川 用勝
 - (2) 審議会副会長の選出について 生盛 大和
(会長、副会長あいさつ)
 - (3) 文化財関係事業について
 - ①教育委員会業務内容と予算
- 5 閉会 平成21年10月19日(月) 午後14時10分終了

年末調整や確定申告には 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されません。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も、申告する方の申告書に添付等する必要があります。



お問い合わせ先
石垣社会保険事務所
TEL 0980-82-9213

「イリオモテヤマネコは今」第25回

道路が大好き！？ 路上のヤマネコにご用心！

今年も冬の交通事故防止キャンペーンが始まりました。この時期は今年生まれの子ネコやまだ若くて自分のなわばりをもてないヤマネコが、新しいすみかを求めて放浪の旅をすることです。

10月中旬、このような若くて放浪中と思われるヤマネコの目撃情報がありました。情報を頂いた方に撮影したビデオを見せてもらい詳しく話を聞いたところ、いつもの目撃情報とはちがう印象を受けました。そのヤマネコは、車道上をジグザグに歩いてカエルを捕ったり、歩道上で休んだりしながら約3時間かけて、北岸のヨシケラからユツンの辺りまで（地図参照）ずっと路上を移動していたというのです。

雨が降った後で路面が濡れているような日の夜は、路上にカエルが多く出てきます。そんな日にはヤマネコが路上でカエルを捕っている様子が目撃されることがときどきありますが、たいていは長くて数分しか路上にいません。しかし、このヤマネコは、歩きながらカエルを見つけては食べ見つけては食べ、を繰り返して、路上の広い範囲をもっぱら採餌の場所として利用していました。ぴよんぴよんと跳びはねるカエルに夢中になって、同じようにぴよんぴよん駆け回ってハンティングする様子はとても興味深かったのですが、それが車の走る道路で行なわれているというのはちょっと困りものです。車が通ったら注意を向けて立ち止まったり、一旦道路の脇に逃げたりしますが、しばらくするとすぐにまた道路へ出てくる、という様子でした。獲物を捕るのがまだあまり上手でない若い放浪中のヤマネコが、本来の餌場である湿地林には他の強いヤマネコがいるために近づかず、ここでは道路で簡単に餌がとれることを覚えてしまったようです。こうした個体はときどき現れます。このネコが新たな場所に旅立つまで、雨上がりの夜は、みなさんどうか運転に注意してあげてください。

一方で、自分のなわばりをもっているおとなのオスにとって、冬は恋の季節（発情期）です。お相手のメスを探すためや、隣接したなわばりのオスや若い放浪オスになわばりやメスを奪われないために、なわばり内を活発に動き回るようになります。

このように、秋から冬にかけてはオスネコや若いネコがよく動き回るので事故に遭いやすくなります。実際に、これまでの交通事故件数をみても冬は他の季節の2倍！冬のキャンペーンはそうした事故を防ぐために実施されています。地図で示した地域に限らず、他の季節にはあまりヤマネコが目撃されない場所にも出てくる可能性があるため、いつでも止まれる速さで安全運転をよろしくお願いします。



危険物取扱者試験

- 試験日 平成22年2月7日（日）
- 試験の種類 甲種、乙種（第1～6類）、丙種
- 試験会場 ●南部農林高等学校 ●沖縄国際大学 ●北部農林高等学校 ●宮古工業高等学校 ●八重山農林高等学校
- 受験願書受付期間 平成21年12月11日（金）～12月18日（金）
- 受験案内書配布先 各消防本部、沖縄県宮古事務所総務課、消防試験研究センター
- 受験受付方法 受験願書を消防試験研究センターへ郵送又は直接窓口へ持参

（財）消防試験研究センター沖縄県支部
〒900 - 0029
那覇市旭町116 - 37自治会館6階
電話098 - 941 - 5201
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

『1人でも雇ったら、入ろう。労働保険』

11月は「労働保険適用促進月間」です。未手続の事業主は早めに関入手続きを厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署公共職業安定所

必ずチェック最低賃金

沖縄県最低賃金が平成21年10月18日から

時間額 **629**円に改定されました。

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

健康たけとみ21（仮称）作業部会 始動中！

健康日本21（基本理念）

対象＊すべての国民
 目的＊健康で明るく元気な生活
 目標＊**壮年死亡の減少**
健康寿命を延ばす
 ↓
 国民健康づくりを総合的に推進！

これの、竹富町バージョン作り！
 ⇒ **健康たけとみ21（仮称）**

今年度は 計画作り！
 来年度から いよいよ実戦！

地域の声・力を合わせた、計画作り・実践を目指すため、各地区で集まります。
 この会を **作業部会** と呼びます。地域で健康づくりを考える会ってこと。

1～2回目終了し **延122名** / 全地区のご参加 **ありがとうございました***

●各地区の作業部会ショット集で一す！（竹富地区は11月実施予定）



〈西表西部〉



〈黒島〉



〈小浜〉



〈波照間〉



〈西表東部〉

どんな会かな？と、覗いてみたけど、楽しかったあ～



もっと いっぱいの人に 来てほしいね！



次回は、12月中旬頃の予定。どなたでも **ご参加 ◎大◎歡◎迎**
 8時だよ～全員集合！！詳細が決まり次第、掲示板・防災無線などで、ご案内します

あなたの力が重要です！次回のご参加 心よりお待ちしております※

お問い合わせ 健康づくり課



『ちゅらさん運動』で築く安全・安心な沖縄県